**大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第358号）**

**〔　速度違反取締に関する行政文書部分公開決定審査請求事案　〕**

**（答申日：令和４年８月10日）**

**第一　審査会の結論**

　　　諮問実施機関（大阪府公安委員会）の判断は妥当である。

**第二　審査請求に至る経過**

　１　令和元年６月26日、審査請求人は、大阪府警察本部長（以下「実施機関」とい

　　う。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」

　　という。）第６条の規定により、以下の内容で行政文書公開請求を行った。

　　（行政文書公開請求の内容）

　　　　平成〇年〇月〇日〇〇市における速度違反取締に関して〇〇警察署において

　　　作成された行政文書

　２　同年7月4日、実施機関は審査請求人に対して補正通知書により、請求内容の補

　　正を求め、審査請求人は同月13日付けで、請求内容を「平成〇年〇月〇日、〇〇

　　市内における速度違反取締に関して〇〇警察署において作成された行政文書。」に

　　補正する旨を実施機関に回答した。

　３　同月25日、実施機関は、本件請求に対応する行政文書として、Ａ点メモ、Ｂ点

　　メモを特定し、条例第13条第１項の規定により、部分公開決定（以下「本件決定」

　　という。）を行い、審査請求人に通知した。

　４　同年10月２日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法第２条

　　の規定により、上級行政庁である大阪府公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）

　　に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

**第三　審査請求の趣旨及び理由**

１　趣旨

　　　黒塗り部分を含む非開示内容の合理性

　２　理由

　　　取締時の具体的な状況について、情報公開条例を基に全ての記載内容を黒塗りし

　　ているが、測定時の状況（前後の車両）等開示すべき状況まで開示しないのは、情

　　報公開請求の趣旨に反するものであり、公権力の乱用を監視する権利を侵害するも

　　のである。黒塗り部分を含む非開示の合理性について審査請求する。

**第四　諮問実施機関の主張要旨**

　　　諮問実施機関の理由説明書における主張は、概ね次のとおりである。

　　　本件審査請求に係る実施機関の弁明について、当諮問実施機関は、諮問実施時に

　　おいて、当該弁明に不合理な点はなく、本件審査請求に係る行政文書の部分開示決定は条例に基づき行われており、妥当であると考えている。

**第五　実施機関の主張要旨**

　　　実施機関の弁明書における主張は、概ね次のとおりである。

　１　弁明の趣旨

　　　「本件処分は妥当である。」との裁決を求める。

　２　本件処分の理由等

　（１）本件処分の根拠について

　　　ア　条例第８条第１項第４号について

　　　　　条例第８条第１項第４号は、府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、

　　　　立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人

　　　　事管理、企業経営等の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該

　　　　若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ

　　　　適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるものについては公開しないこ

　　　　とができる旨を定めている。

　　　イ　条例第８条第２項第１号について

　　　　　条例第８条第２項は、公安委員会と警察本部長が管理する行政文書の適用除

　　　　外事項について定められたものであり、同項第１号は、条例第８条第１項第１

　　　　号から第４号までのいずれかに該当する情報について、知事等と同様に、公開

　　　　しないことができる旨を定めている。

　　　ウ　条例第８条第２項第２号について

　　　　　公共の安全と秩序を維持することは、府民全体の基本的な利益を擁護するた

　　　　め府に課された重要な責務であり、条例第８条第２項第２号では、犯罪の予防、

　　　　鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障

　　　　を及ぼすおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当

　　　　の理由がある情報については、公開しないことができる旨を定めている。

　　　エ　条例第８条第２項第３号について

　　　　　本号は、「前二号に掲げるもののほか、公にすることにより、個人の生命、

　　　　身体、財産等の保護に支障を及ぼすおそれがある情報」について規定しており、

　　　　個人の生命、身体及び財産の保護に任じる警察業務の特殊性（警察法第２条第

　　　　１項）と保護すべき利益の重要性から、他の適用除外事項では非公開とするこ

　　　　とができない情報について、警察独自の適用除外事項として定められたもので

　　　　ある。

　　　　　したがって、本号を適用して公開しないことができるのは、警察業務を通じ

　　　　て作成又は入手した情報の中でも、個人の生命、身体、財産等の保護に影響し

　　　　得るものであって、当該情報を公開することにより、これらの「保護に支障を

　　　　及ぼすおそれ」の程度が、法的保護に値する蓋然性のある場合に限られる。

　　　オ　条例第９条第１号について

　　　　　条例は、その前文で、府の保有する情報は公開を原則としつつ、併せて、個

　　　　人のプライバシーに関する情報は最大限に保護する旨を宣言しており、また、

　　　　第５条において、個人のプライバシーに関する情報をみだりに公にすることの

　　　　ないように最大限の配慮をしなければならない旨規定している。

　　　　　本号は、このような趣旨を受けて、個人のプライバシーに関する情報の公開

　　　　禁止について定めており、

　　　　①　個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、

　　　　　住所、所属団体、財産、所得等に関する情報

　　　　であって、

　　　　②　特定の個人が識別され得るもの

　　　　のうち、

　　　　③　一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報

　　　　が記録されている行政文書を公開してはならないと規定している。

　　　　　「個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、

　　　　住所、所属団体、財産、所得等に関する情報」は、個人のプライバシーに関す

　　　　する情報について例示したものであり、「特定の個人が識別され得るもの」と

　　　　は、当該情報のみによって直接特定の個人が識別される場合に加えて、容易に

　　　　入手し得る他の情報と結びつけることによって特定の個人が識別され得る場

　　　　合を含むと解される。

　　　　　また、「一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる

　　　　情報」とは、一般的に社会通念上、他人に知られることを望まないものをいう

　　　　と解される。

　（２）本件処分の妥当性について

　　　ア　交通指導取締りについて

　　　　　速度取締りを含めた交通指導取締りは、車両等の運転者、歩行者その他の道

　　　　路利用者による交通法規の違反を監視することによって交通ルール違反を予

　　　　防し、違反を発見したときには検挙（告知）又は警告指導等の必要な措置を講

　　　　ずることによって道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図り、道路

　　　　の交通に起因する障害を排除することを目的とした警察活動である。

　　　　　こうした目的を効果的かつ効率的に達成するため、交通事故の発生状況や市

　　　　民の取締要望等を踏まえ、取締りの対象、場所、時間及び方法等を総合的に検

　　　　討した上で、反復・継続した交通取締りを実施している。

　　　　　交通違反の検挙（告知）は、取締現場及びその周辺の交通事故防止に極めて

　　　　有効な活動であり、違反運転者に対しては、将来的に交通法令の遵守と反復違

　　　　反の抑制を図る効果をもたらし、さらには、運転免許管理における運転者教育

　　　　（違反者講習、処分者講習）や反復して敢行する悪質・危険運転者の道路交通

　　　　からの一時的な排除（運転免許の停止又は取消し）等の行政目的を達成する重

　　　　要な活動でもある。このため、交通取締りの具体的な対象、日時、場所、体制、

　　　　規模等に関する情報は、原則として運転者に認知されない方法により実施する

　　　　ことが必要である。

　（３）非公開とした各部分の妥当性について

　　　　ア　「警部補以下の警察職員の氏名」

　　　　　　警部補以下の警察職員の場合は、

　　　　　　　・　現に職務質問等の街頭警察活動や犯罪の捜査に従事している

　　　　　　　・　重要事件等発生時にはこれらの職務に従事することが予想される

　　　　　　　・　所属内での配置変更等により、これらの職務に従事することが予想

　　　　　　　　される

　　　　　　　・　以前にこれらの職務に従事していたことがある

　　　　　などから、氏名等を非公開とする必要があるというべきであり、条例第８条

　　　　　第２項第３号に該当する情報であるといえる。

　　　　　　警察業務は、警察法第２条第１項に「警察は、個人の生命、身体及び財産

　　　　　の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その

　　　　　他公共の安全と秩序の維持に当ることをもつてその責務とする。」とあると

　　　　　おり、犯罪捜査及び警察規制等を目的としている。

　　　　　　また、刑事訴訟法において、犯罪捜査権は主として警察官によって行使さ

　　　　　れることが予定されており、警察官職務執行法その他の法令の規定に基づき、

　　　　　実力行使等の行政上の権限が警察官に与えられているところ、警察官は、犯

　　　　　行現場や警察規制の現場等で、直接被疑者や被規制者と対峙して、逮捕や規

　　　　　制の結果を直接かつ強制的に実現することとなる等、その職務は、その相手

　　　　　方個人や組織から反発、反感を招きやすいものである。

　　　　　　そして、警察職員の配置を含む警察業務に関する情報は、一般市民にとっ

　　　　　ては些細な情報であっても、犯罪の実行や警察官に対する報復を目論む個人

　　　　　や組織にとっては、貴重な情報となることがあり、そのような情報が犯罪組

　　　　　織等に入手されることを防止する必要がある。

　　　　　　このように、警察の業務は、相手方からの反発、反感を招きやすく、警察

　　　　　職員は攻撃や懐柔の対象とされるおそれがあり、その氏名等を公にすること

　　　　　により、個人が特定され、当該警察職員やその家族が襲撃を受ける等危害を

　　　　　加えられ、ひいては、公共の安全や秩序の維持に支障が生じるおそれがある。

　　　　　　本件対象文書の「Ａ点」「Ｂ点」及び「Ｃ点」欄には、各地点の従事員た

　　　　　る警部補以下の警察職員の氏名が記録されていることから、当該部分を非公

　　　　　開としたことは妥当である。

　　　イ　「違反者の車両情報（車両番号、車名等）、特徴及び言動」

　　　　　　取締りを受けた者の車両番号や車名、特徴や言動といった情報は、個人の

　　　　　プライバシーに関する情報であって、特定の個人を識別し得る情報のうち、

　　　　　一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められることか

　　　　　ら、条例第９条第１号に該当する情報であるといえる。

　　　　　　本件対象文書の「車両番号」、「測定時の状況」、「備考」及び「違反車両の

　　　　　特徴、違反者の特徴及び言動」欄には、取締りを受けた者の車両番号や車名、

　　　　　特徴や言動等が記載されていることから、当該部分を非公開としたことは妥

　　　　　当である。

　　　ウ　「取締時の具体的な状況（取締場所、取締時間、測定時の状況等）」

　　　（ア）条例第９条第１号の該当性について

　　　　　　取締りを受けた者が、何時、何処で、どのような交通違反により取締りを

　　　　　受けたかという情報は、個人のプライバシーに関する情報であって、特定の

　　　　　個人を識別し得る情報のうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正

　　　　　当であると認められることから、条例第９条第１号に該当する情報であると

　　　　　いえる。

　　　（イ）条例第８条第２項第１号及び同項第２号の該当性について

　　　　　　取締りの時間や場所は、無制限に選定できるものではなく、交通事故の発

　　　　　生状況、地域住民の迷惑性、危険性が高い交通に対する取締要望等を把握し、

　　　　　その情報を分析した上で、さらに、取締機材の設置場所、停止・取調場所の

　　　　　安全性の確保、違反の正確な立証、違反車両の安全な誘導、道路交通への影

　　　　　響等を総合的に検討し選定しているものである。

　　　　　　交通取締りは、交通事故の抑止対策等として将来にわたり反復、継続的に

　　　　　実施していくものであり、このように選定された取締場所等の情報が公にな

　　　　　れば、同様の請求を繰り返すことにより、取締日毎の検挙件数が公になり、

　　　　　もって、取締りの傾向や体制等が推測されるおそれがある。

　　　　　　さらに、違反車両の速度測定を実施する際に警察官が現認した具体的な車

　　　　　両の走行状況や、取締りに際して警察官が認知した具体的な内容及び警察官

　　　　　の取調べに対する違反者の言動等は、これを公にすることにより、交通取締

　　　　　りの手法等が推測されるおそれがある。

　　　　　　すなわち、交通違反を犯そうとする者がこのような情報を入手することに

　　　　　なれば、以降の交通取締りを逃れようと対抗措置を講じられ、悪質・危険な

　　　　　運転者を道路交通の場から排除することが困難となるなど、将来の交通指導

　　　　　取締業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、これら

　　　　　の情報は、条例第８条第１項第４号に該当し、条例第８条第２項第１号に該

　　　　　当する情報であるといえる。

　　　　　　また、前述のとおり、将来の交通取締場所や時間、体制等が推測されるこ

　　　　　とにより、交通違反を犯そうとする者が、以降の取締りを逃れようと対抗措

　　　　　置を講じるなどすれば、当該取締時間、場所以外での犯行を容易にし、交通

　　　　　の安全と円滑を確保することが困難となるなど、公共の安全と秩序の維持に

　　　　　支障を及ぼすおそれがあることから、条例第８条第２項第２号に該当する情

　　　　　報であるといえる。

　　　　　　本件対象文書の黒塗り部分（「Ａ点」「Ｂ点」及び「Ｃ点」欄における黒塗

　　　　　り部分を除く。）には、取締場所や取締（開始・終了）時間、当日の取締件

　　　　　数の通し番号、各違反に係る取締時間、取締内容（測定速度）、警察官が現

　　　　　認又は認知した具体的な状況（違反車両の走行状態や前後の車両の状況、違

　　　　　反者の特徴等）及び警察官の取調べに対する違反者の言動等の詳細が記録又

　　　　　は記載されていることから、当該部分を非公開としたことは妥当である。

　３　審査請求人の主張等

　　　審査請求人は、取締時の具体的な状況について、全ての記載内容を黒塗りしてい

　　るが、測定時の状況（前後の車両）等、開示すべき状況まで開示しないのは、情報

　　公開請求の趣旨に反するものであり、公権力の乱用を監視する権利を侵害するもの

　　であるなどと主張するが、本件対象文書の非公開部分が、それぞれ条例第８条第２

　　項各号又は条例第９条第１号に該当することは前述のとおりであるから、審査請求

　　人の主張は認められない。

　４　結論

　　　以上のとおり、本件処分は条例の趣旨を踏まえて行われたものであり、何ら違法、

　　不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

**第六　審査会の判断理由**

１　条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第１条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を促進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下であっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第８条及び第９条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第８条及び第９条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

　２　本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

　　　審査請求人が主張する非公開部分には「警部補以下の警察職員の氏名」、「違反

者の車両情報（車両番号、車名等）、特徴及び言動」及び「取締時の具体的な状況

（取締場所、取締時間、測定時の状況等）」が記載されている。

　　　実施機関は、本件決定において非公開とした部分について、「警部補以下の警察職員の氏名」は条例第８条第２項第３号、「違反者の車両情報（車両番号、車名等）、特徴及び言動」は条例第９条第１項、「取締時の具体的な状況（取締場所、取締時間、測定時の状況等）」は条例第９条第１号並びに条例第８条第２項第１号及び第２号にそれぞれ該当すると主張しており、その該当性について以下のとおり検討する。

　（１）条例第８条第１項第４号及び条例第８条第２項第１号について

　　　　本件決定において、実施機関は、条例第８条第１項第４号を適用している。

　　　　行政が行う事務事業に係る情報の中には、当該事務事業の性質、目的等からみ

　　　て、執行前あるいは執行過程で公開することにより、当該事務事業の実施の目的

　　　を失い、又はその公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼし、ひいては、府民全

　　　体の利益を損なうおそれがあるものがある。また、反復継続的な事務事業に関す

　　　る情報の中には、当該事務事業実施後であっても、これを公開することにより同

　　　種の事務事業の目的が達成できなくなり、又は公正かつ適切な執行に著しい支障

　　　を及ぼすものもある。このような支障を防止するため、これらの情報については、

　　　公開しないことができるとするのが本号の趣旨である。

　　　　また、条例第８条第２項第１号は、条例第８条第１項第１号から第４号まで

　　　のいずれかに該当する情報が記録されている行政文書を公開しないことができ

　　　ると規定している。

　（２）条例第８条第１項第４号及び条例第８条第２項第１号該当性について

　　　「取締時の具体的な状況（取締場所、取締時間、測定時の状況等）」は実施機関

　　　が交通取締りの実施予定時、又は実施した際に得た情報である。

　　　　実施機関は、交通違反を犯そうとする者がこのような情報を入手することにな

　　　れば、以降の交通取締りを逃れようと対抗措置を講じられ、悪質・危険な運転者

　　　を道路交通の場から排除することが困難となるなど、将来の交通指導取締業務の

　　　適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると主張する。

　　　　この点、これらの情報が公にされることにより、直ちにその目的が達成できな

　　　くなるとは言えなくとも、同趣旨の請求が繰り返されることにより、取締時の具

　　　体的な状況のデータを蓄積、分析することで、警察官が取締場所において取締り

　　　に従事する時間を推測したり、取締手法等を推測し対抗措置を講じる等、将来に

　　　おいて取締目的が達成できなくなるおそれがあると認められる。

　　　　また、本件対象文書は交通取締時に使用した定型様式であり、たとえ記載のな

　　　い箇所であっても、上記のとおり交通取締りに関する情報公開請求が繰り返され、

　　　非開示部分が徐々に明らかになることで、罫線や枠線の形状などから取締り件数

　　　などが判明するおそれがある。取締件数が判明した場合、警察が行う取締りの傾

　　　向や時期、また体制等を推測させ、このような情報を交通違反を犯そうとする者

　　　が入手すると、交通取締り業務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれにもつ

　　　ながる。

　　　　よって、これらの情報は、条例第８条第１項第４号及び条例第８条第２項第１

　　　号に該当する。

　（３）条例第８条第２項第２号について

　　　　本号では、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑

　　　の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると公安委

　　　員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報が記録されてい

　　　る行政文書を公開しないことができるとしており、該当する情報として、捜査の

　　　手法、技術、体制、方針等に関する情報で、公にすることにより、将来の捜査に

　　　支障を生じ、又は、将来の犯行を容易にするおそれのあるものを挙げている。

　（４）条例第８条第２項第２号の該当性について

　　　　（２）のとおり、「取締時の具体的な状況（取締場所、取締時間、測定時の状

　　　況等）」は、取締りの手法、体制等の情報であって、公にすることにより、将来

　　　の取締時間、場所を推測し、その時間や場所以外での速度違反を可能にしたり、

　　　取締手法を推測して対抗措置をとる等、将来において、速度違反を容易にさせる

　　　おそれがあると認められるので、本号に該当すると認めることができる。

　（５）条例第８条第２項第３号について

　　　　警察が保有する情報の中には、警察業務の特殊性から、条例第８条第２項第１

　　　号及び第２号に該当しない場合であっても、公開すると、個人の生命、身体、財

　　　産の保護に支障を及ぼすおそれのあるものがある。そうした事態を防止するため、

　　　これらの保護に支障を及ぼすおそれがある情報を公開しないことができるとす

　　　るのが、本号の趣旨である。

　（６）条例第８条第２項第３号の該当性について

　　　　一般に、警察職員は、他の公務員と異なり、犯罪捜査や警察規制に係る取締り

　　　に従事することを本分としており、犯罪捜査や取締りの現場において、相手方の

　　　反発・反感を招きやすい立場にあるということは理解できるものである。

　　　　また、その氏名等、個人の特定につながる情報が公開されると、当該警察職員

　　　が過去に従事した犯罪捜査等の関係者など警察職員を標的とする人物等からの

　　　加害行為を容易にするため、当該職員だけでなく、その家族に対しても脅迫や嫌

　　　がらせ等の危害が及ぶおそれが認められる。

　　　　よって、本号に該当し、公開しないことができる情報であると認められる。

　（７）条例第９条第１号について

　　　　条例は、その前文で、府の保有する情報は公開を原則としつつ、併せて、個人

　　　のプライバシーに関する情報は最大限に保護する旨を宣言している。また、条例

　　　第５条において、個人のプライバシーに関する情報をみだりに公にすることのな

　　　いように最大限の配慮をしなければならない旨規定している。

　　　　本号は、このような趣旨を受けて、個人のプライバシーに関する情報の公開禁

　　　止について定めたものである。

　　　　同号は、

　　　ア　個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、

　　　　住所、所属団体、財産、所得等に関する情報であって、

　　　イ　特定の個人が識別され得るもののうち、

　　　ウ　一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる

　　　エ　特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の

　　　　権利利益を害するおそれがある

　　　情報が記載されている行政文書を公開してはならない旨定めている。

　（８) 条例第９条第１号の該当性について

　　　　本決定に係る非公開部分に記載されている情報のうち交通取締りを受けた者

　　　の車両番号や、その者の特徴や言動等はプライバシーに関する情報である。

　　　　また、特定の個人が識別され得るものには、特定の個人が当該行政文書の情報

　　　から直接識別できなくとも、他の情報と結びつけることにより、間接的に特定の

　　　個人が識別され得るものを含むことから、これら車両番号等の情報は特定の個人

　　　が識別され得る情報である。

　　　　また、交通取締りを受けたということは、一般に他人に知られたくないと望む

　　　ことが正当であると認められるから、（７）イ及びウの要件に該当し、条例第９

　　　条第１号に該当する。

　３　結論

　　　以上のとおりであることから、「第一　審査会の結論」のとおり答申するもので

　　ある。

（主に調査審議を行った委員の氏名）

　丸山　敦裕、荒木　修、小谷　真理、島尾　恵理